

中小企業等経営強化法について



1. 中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 事業分野別指針の策定

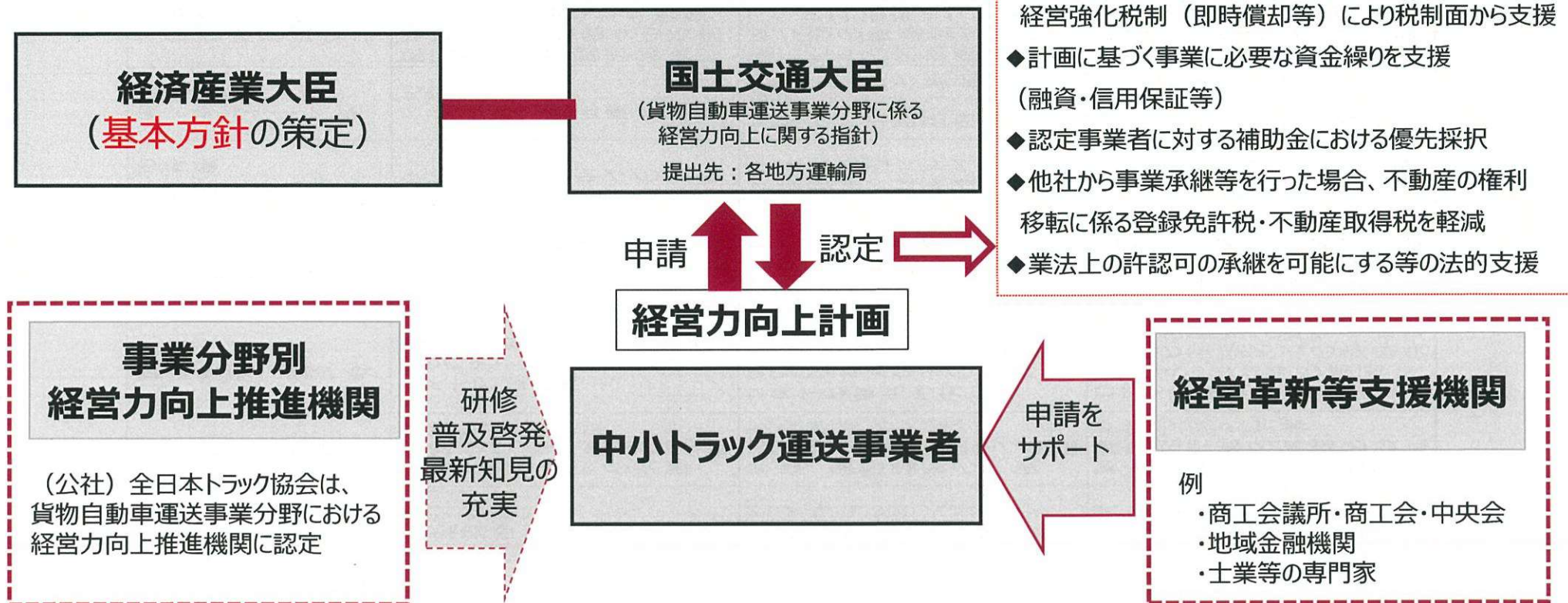
事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

(2) 経営力向上計画の認定

中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。

【支援措置】

- ◆ 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- ◆ 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- ◆ 認定事業者に対する補助金における優先採択
- ◆ 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
- ◆ 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援



2. 貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

(1) 経営力向上の内容(規模別)

分類	小規模事業者(従業員数20人以下)	中規模事業者(従業員数21人以上300人以下)	中堅事業者(従業員数301人以上2,000人以下)
人に関する事項	教育、研修制度の充実 運転免許等の資格の取得 支援制度の充実	教育、研修制度の充実 運転免許等の資格の取得 支援制度の充実	教育、研修制度の充実 運転免許等の資格の取得 支援制度の充実
財務管理に関する事項	コストの見える化 PDCAサイクルの徹底 適正運賃及び料金の収受	コストの見える化 PDCAサイクルの徹底 業務の実施方法の標準化 適正運賃及び料金の収受	コストの見える化 PDCAサイクルの徹底 業務の実施方法の標準化 適正運賃及び料金の収受
営業活動に関する事項	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施	荷役作業の効率化 他の貨物自動車運送事業者との共同輸配送の実施 自社内での車両管理の効率化
ITの利活用に関する事項	求荷求車システムの活用	求荷求車システムの活用 配車管理システムの構築	求荷求車システムの活用 配車管理システムの構築
省エネルギーに関する事項	エネルギー使用量の見える化	エネルギー使用量の見える化 エコドライブの推進	エネルギー使用量の見える化 エコドライブの推進
経営資源に組合せに関する事項	現に有する経営経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用	現に有する経営経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用	現に有する経営経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源の一体的活用

(2) 経営力向上の実施方法

①計画期間

3年間ないし5年間

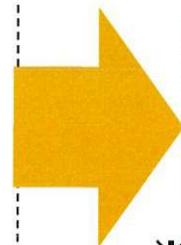
②経営指標

【現に有する経営資源を利用する場合】

- ・運転者の平均労働時間の減少
- ・積載効率の増加
- ・実車率の増加
- ・実働率増加

【他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合】

- ・事業継続が困難である他の事業者の事業経営の継承
- ・上記経営指標と同じ



5年計画の場合 3%以上
4年計画の場合 2.5%以上
3年計画の場合 2%以上

※国土交通大臣が経営力向上計画を認定

3. 税制面の支援（法人税（中小企業経営強化税制）、登録免許税、不動産取得税） 〈法人税（中小企業経営強化税制）〉

法人税^{※1}について、即時償却または取得価額の10%^{※2}の税額控除が選択適用できます。（中小企業経営強化税制）
 ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	国 【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資			
	【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用	

を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

認定計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

〈登録免許税〉

登記の種類	通常税率	計画認定時の税率	
不動産所有権移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%(※)	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※ 平成31年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

〈不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1））〉

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%(※2)	

※1 合併や一定の会社分割の場合は非課税
 ※2 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く。

4. 金融面の支援

① 日本政策金融公庫による低利融資

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受ける事ができます。

貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ(運転資金については基準利率)
※基準利率：中小企業事業1.11% 国民事業1.76%(平成31年4月1日現在、貸付期間5年の場合)

貸付限度額

(中小企業事業) 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)
(国民生活事業) 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 商工中金による低利融資

中堅クラス向け

中小企業者向け

経営力向上計画を策定している事業者に対し、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受ける事ができます。

③ 中小企業信用保険法の特例

中小企業者向け

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

(※) 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)に限ります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開始保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(中小企業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

⑤ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

中小企業者向け

経営力向上計画の認定を受けた中小企業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができます。

○補償限度額：1法人あたり最大4億5000万円

○融資期間：1～5年

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等(※)が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、最大50億円の借入に対応)の債務の保証を受けられます。

(※) 中小企業者は含まれません。

⑦ 食品流通構造改善促進機構による債務保証

中堅クラス向け

中小企業者向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

5. 法的支援

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	—	○	—

① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／
一般ガス導管事業

※ 各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。
旅館業：旅館業法第3条第1項、建設業：建設業法第3条第1項、
火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第3条・第5条、一般
旅客自動車運送事業：道路運送法第4条第1項、一般貨物自動車運
送事業：貨物自動車運送事業法第3条、一般ガス導管事業：ガス事
業法第35条

② 組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

③ 事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があります。この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、事業譲渡を行う場合であって、②承継される側の中小企業者が株式会社であるときに限られますので、ご注意ください。

6. 貨物自動車運送事業分野での取り組み事例①

- 地元の農協を主たる荷主として、農産物を関東・関西方面の各市場に輸送している運送事業者が、従業員の更なる資質向上及び作業効率化を目指し、
 - ー従業員の資格取得を支援する制度を創設するとともに、
 - ー業務に係る実施方法を標準化するために社内各部門ごとにマニュアルを作成することで、貨物自動車運送事業の経営力を向上させる。

〈取組のイメージ〉



〈具体的な取組〉

- 荷役作業の効率化、従業員のスキルアップを目的として、運行管理者基礎講習やフォークリフト運転技能講習等の受講に関して、受講料全額を会社で負担する。
- 社内にある「輸送部門」「荷役部門」「事務部門」「整備部門」の各部門ごとに、マニュアルを作成する。それにより、各部門で暗黙知となっている事柄を文章・図表・数値として記載し、周知・情報共有することで、「ムダ・ムラ・ムリ」のない業務の実現を図る。

6. 貨物自動車運送事業分野での取り組み事例②

○大手ハウスメーカーの内・外装材の輸送を軸に、地元企業のチャーター、貸切、スポット便を得意とする運送事業者が、従業員の更なる資質向上及び作業効率化を目指し、

- －従業員の資格取得を支援する制度を充実させ、採用の幅を広げ、
- －運輸管理システムとトラック搭載型クレーンを導入することで従業員の業務効率化を図ることで、貨物自動車運送事業の経営力を向上させる。

〈会社案内〉



〈導入設備〉



〈具体的な取組〉

- ドライバーの新規雇用を積極的に行う。採用が年々難しくなっていることから、中型免許を保持していない者や未経験者も採用対象にするとともに、社内で免許取得支援制度を確立。会社負担で免許取得までの支援を行い、経営力向上につなげていく。
- 運転管理システムを導入することで、車両管理や売上げ管理等のために今までのパソコンへ入力確認作業時間が最大4分の1に短縮されることで作業を効率化させる。
- 中小企業等経営強化法の認定に基づく税制優遇措置を活用しトラック搭載型クレーンを導入することで荷役作業の効率化を図る。